

6 5歳以上の介護保険被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の①又は②のいずれかの要件を満たす方が申請を行うと、**保険料が減免**となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った介護保険第1号被保険者
⇒ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(*)が見込まれる介護保険第1号被保険者
⇒ **保険料の全部又は一部を減額**

※保険料が減免される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の種類ごとに見た令和3年中の収入のいずれかが、令和2年中に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入等を証明する書類が必要となります。

○**保険料の減免額**は、減免対象保険料額(A×B÷C)に減免割合(D)をかけた金額です。

減免対象保険料額 (A×B÷C)

A: 介護保険第1号被保険者の保険料額

B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和2年中の所得額

C: 世帯の主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額

主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

210万円以下の場合 : 全部(10分の10)

210万円を超える場合 : 10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和2年中の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険料額の全部を免除

【保険料の減免期間】 **令和3年4月から令和4年3月末まで**に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)を設定した保険料について減免を適用します。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは泉南市 長寿社会推進課(介護保険係)にお問い合わせ下さい。

泉南市 長寿社会推進課

電話 : 072-483-8251 メールアドレス : kaigo@city.sennan.lg.jp

